

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成28年6月9日(2016.6.9)

【公開番号】特開2015-73863(P2015-73863A)
 【公開日】平成27年4月20日(2015.4.20)
 【年通号数】公開・登録公報2015-026
 【出願番号】特願2013-214228(P2013-214228)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 D

A 6 3 F 5/04 5 1 6 D

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月13日(2016.4.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のマスで構成されたマップを表示する表示手段と、
 前記マップのマス上に表示された移動体を1マス進める移動手段と、
 を具備し、
 前記複数のマスのうち、少なくとも一部には、第一ルートと第二ルートに分岐する分岐マ
 スがあること、
 を特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機において、
 複数の図柄列に描かれた複数種類の図柄を移動させて表示する図柄表示ゲームで役抽選を
 行って、複数の役の中から1つの内部当選役を決定する内部当選役決定手段と、
 ポイントを獲得するポイント獲得手段と、
 前記移動体が、前記分岐マス上に表示された前記図柄表示ゲームで、前記内部当選役決定
 手段が決定した内部当選役に依じて、前記第二ルートへ移行する為の消費ポイントを決定
 する消費ポイント決定手段と、
 前記ポイントが、前記消費ポイント以上であるか否かを判断するポイント判断手段と、
 前記移動体の進路を、前記第一ルート又は、前記第二ルートかを決定するルート決定手段
 と、
 を具備し、
 前記ルート決定手段は、前記ポイントが、前記消費ポイント以上と判断した場合に、前記
 移動体の進路を前記第二ルートに決定し、前記ポイントが、前記消費ポイント未満と判断
 した場合に、前記移動体の進路を前記第一ルートに決定すること、
 を特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載の遊技機において、
 前記ルート決定手段が、移動体の進路を第二ルートに決定した場合に、前記ポイントから
 前記消費ポイントを減算処理すること、
 を特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

請求項1に係る本発明の遊技機は、複数のマスで構成されたマップを表示する表示手段と、前記マップのマス上に表示された移動体を1マス進める移動手段と、を具備し、前記複数のマスのうち、少なくとも一部には、第一ルートと第二ルートに分岐する分岐マスがあることを特徴とする。

請求項2に係る本発明の遊技機は、請求項1に記載の遊技機において、複数の図柄列に描かれた複数種類の図柄を移動させて表示する図柄表示ゲームで役抽選を行って、複数の役の中から1つの内部当選役を決定する内部当選役決定手段と、ポイントを獲得するポイント獲得手段と、前記移動体が、前記分岐マス上に表示された前記図柄表示ゲームで、前記内部当選役決定手段が決定した内部当選役に応じて、前記第二ルートへ移行する為の消費ポイントを決定する消費ポイント決定手段と、前記ポイントが、前記消費ポイント以上であるか否かを判断するポイント判断手段と、前記移動体の進路を、前記第一ルート又は、前記第二ルートかを決定するルート決定手段と、を具備し、前記ルート決定手段は、前記ポイントが、前記消費ポイント以上と判断した場合に、前記移動体の進路を前記第二ルートに決定し、前記ポイントが、前記消費ポイント未満と判断した場合に、前記移動体の進路を前記第一ルートに決定することを特徴とする。

請求項3に係る本発明の遊技機は、請求項1または請求項2に記載の遊技機において、前記ルート決定手段が、移動体の進路を第二ルートに決定した場合に、前記ポイントから前記消費ポイントを減算処理することを特徴とする。